

## 規制の事前評価書（要旨）

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| 法律又は政令の名称      | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案   |   |
| 規制の名称          | 規制の一部を適用除外にする特定外来生物の指定  |   |
| 規制の区分          | 改正（拡充）  |   |
| 担当部局           | 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室  |   |
| 評価実施時期         | 令和4（2022）年10月   |   |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）では、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬、輸入、譲渡し、放出等を規制している。</p> <p>アカミミガメやアメリカザリガニといった、生態系等への被害の大きさから特定外来生物に指定すべきであるが、その飼養数の多さから、飼養等を原則禁止する通常の特特定外来生物に指定した場合、かえって野外への大量遺棄を生ずるおそれがある生物について、本年5月に成立した改正法により新設された法附則第5条第1項において、政令で、特定外来生物に指定しつつ、一部の規制を適用除外とすることができることとされた。</p> <p>法第2条第4項に基づく特定外来生物等専門家会合での意見聴取の結果、その生態系被害の甚大さ等に照らし、特定外来生物へ指定すべきとの結論に至ったため、法第2条第1項に基づきアカミミガメ、アメリカザリガニを特定外来生物に指定するとともに、一部規制の適用除外の内容を定めることとする。</p> <p>適用除外の内容としては、放出を誘発しないために、業として飼養等を行う者以外の者による飼養等（一般家庭での飼育など）については、法第4条の規制を適用しないこととする。他方で、業として飼養等を行う者の飼養等については、一般家庭での飼養等と異なり生態についての一定の知見を持つ上に、個体の流通や多数の個体の飼養等を行う可能性が高く逸出時等の生態系被害のリスクも大きいと、主務大臣の定める基準を遵守する場合には許可不要とすることとする。ただし、業として行うか否かに限らず、販売、頒布を目的とした飼養等を行う者については、特に流通を促進することや多数の個体を扱う場合が多いことから、通常の特特定外来生物と同様に一定の行政での把握や個体管理が必要であり、法第4条を適用し、許可なしでの飼養等を禁止することとする。</p> <p>また、法第8条で原則禁止とされている譲渡し等についても、個体を飼えなくなった一般家庭からの放出を防止する目的から、頒布に当たらない無償での譲渡し等については法第8条の適用を除外することとする。</p> |   |
| 想定される代替案       | <p>特定外来生物及び一部適用除外の規定については法に基づき、政令で定めることとされていることから、代替案は限定的となる。一般家庭や販売頒布目的でない業としての飼養等においても許可を求めるといった規制は代替案としてあり得るものの、許可手続きが膨大となり、これを忌避して野外に放出するといった事態を誘発しかねないため、これらと今回の規制を比較考量し、今回の規制内容を採用した。</p>   |   |
| 直接的な費用の把握      | 要素  | 代替案の場合                                    |
|                | <p>遵守費用</p> <p>許可申請等のための書類作成、提出に係る費用の負担が想定される。</p>  | <p>一般家庭での飼養等などについても許可申請が必要となるため、膨大な額と</p> |

|                   |      |                                     |
|-------------------|------|-------------------------------------|
|                   |      | なる。                                 |
|                   | 行政費用 | 許可申請等に係る審査手続の事務を行う費用が想定される。         |
|                   |      | 一般家庭での飼養等などについても審査が必要となるため、膨大な額となる。 |
| 直接的な効果（便益）の把握     |      | —                                   |
|                   |      | —                                   |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 |      | —                                   |
|                   |      | —                                   |
| 費用と効果（便益）の関係      |      | —                                   |
|                   |      | —                                   |
| その他の関連事項          |      | —                                   |
|                   |      | —                                   |
| 事後評価の実施時期等        |      | —                                   |
|                   |      | —                                   |
| 備考                |      | —                                   |

直接的な効果（便益）の把握

副次的な影響及び波及的な影響の把握

費用と効果（便益）の関係

その他の関連事項

事後評価の実施時期等

備考

両種の野外への放出等が抑制され、生態系等への被害の防止ができることで、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる

一般家庭において広く飼育されている種であるものの、業として飼養等する者以外の者について今回規制がかかるのは販売、頒布目的の飼養等であるため、影響は限定的であると考えられる

効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、特定外来生物による被害の防止により種の絶滅や農業生産量の低下等を防ぎ、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果（便益）である一方で、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用は比較的少額と考えられるため、効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。

法改正の審議時点からアカミミガメ、アメリカザリガニの特定外来生物への指定や規制内容については議論を重ねてきたほか、法第2条第4項及び附則第5条第2項の規定において、特定外来生物の指定の政令や附則第5条第1項に基づく政令の制定又は改廃に当たって生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととされており、この規定に基づき設置した「特定外来生物等専門家会合」（令和4年9月～10月にかけて開催）にて、アカミミガメ、アメリカザリガニの指定や規制内容を、上記効果の根拠となる被害実態の状況等を踏まえて説明、検討した上で、当該2種について特定外来生物に指定するとともに前述の規制内容とすることが必要とされた。

当該規制については、施行から5年後（令和10年）に事後評価を実施する。